平成２４年（フ）第９２号
和歌山市紀三井寺１番地の122　浜口アパート202号
債務者　清田　文昭
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９６号
和歌山市鳴神697番地の５
債務者　岡本　克美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９７号
和歌山市鳴神697番地の５
債務者　岡本紗也加
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
和歌山県紀の川市貴志川町北山510－１　メゾン貴志川111号、住民票上の住所和歌山県紀の川市名手市場191番地１
債務者　西本　美恵（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４号
和歌山市西庄1023番地の６　サンハイム中村202号
債務者　野口　福夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
和歌山市出島160番地
債務者　林　美喜子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
和歌山県岩出市森201番地の58
債務者　本村　正信
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８号
和歌山市駿河町１番地　グレースⅠ301号
債務者　長谷川和宏
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
山口県岩国市錦見８丁目２番７－１号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１２号
佐賀県唐津市和多田先石３番28号　サンライフ坂本２－３号
債務者　小林マツヱ
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４１４号
名古屋市天白区梅が丘３丁目1802番地　ニューコーポ植田Ⅱ106号
債務者　エム・スタッフことMスタッフこと　横松　昌一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟307号
債務者　池田　信夫
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３号
神戸市長田区川西通３丁目63番地の４
債務者　中尾　禎久
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６号
神戸市兵庫区北逆瀬川町４番９号　兵庫荘211号室、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町３丁目１番14号
債務者　本多　直喜
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７号
神戸市兵庫区夢野町３丁目２番18号、従前の住所神戸市中央区北長狭通７丁目２番15―502号
債務者　本多　朋子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１号
神戸市灘区青谷町２－１―11ベル青谷、住民票上の住所神戸市須磨区緑が丘２丁目15番１号　楢原方
債務者　森　佐知子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県丹波市氷上町石生77番地　サンコーポラス２―404号
債務者　植田　輝彦
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係